

制限付一般競争入札心得

1 入札

- (1) 入札参加者は、業務仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書は、所定の様式（那覇市ホームページより取得）に必要な事項を記載し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。押印は、印鑑登録届出印を押印すること。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状（所定の様式を那覇市ホームページより取得）を提出しなければならない。委任状のない入札は、無効とする。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には委任状に押印された代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札執行回数は、3 回までとする。※入札書は 3 部準備すること。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

3 落札者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、落札の決定を行う。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2人以上いるときは、ただちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札により決定した落札者へ落札決定の通知を行うものとする。
- (4) (1)により決定した落札者が何らかの事由で落札者となることが困難になった場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者の次に低い価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低の価格をもって入札した者が2人以上いるときは、(2)の審査順位により落札者とする。

4 入札の取りやめ等

入札参加者が談合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

入札参加者がいない場合には、当該業務委託の競争入札は実施しない。